

読谷村犬の譲渡実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、読谷村犬取締条例(昭和48年読谷村条例第11号。以下「条例」という。)及び読谷村犬取締条例施行規則(昭和51年読谷村規則第4号)の規定に基づき捕獲した犬に生存の機会を与えるため、犬の譲渡に関し必要な事項を定めるものとする。

(譲渡対象犬)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき捕獲した犬で、同条第2項の規定により公示をしても飼い主が判明しない犬を譲渡対象犬という。ただし、傷病の有無、攻撃性等を考慮し、譲渡に適さないと判断したものは、この限りでない。

(譲渡対象者等)

第3条 譲渡を受けることができるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本村に住所を有する個人(以下「譲渡対象者」という。)
- (2) 動物の愛護を目的として活動するボランティア団体(以下「譲渡対象団体」という。)

(譲渡対象者の基準)

第4条 前条第1号の譲渡対象者の基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村に住所を有する成人であること。ただし、65歳以上の者にあつては、自らに代わって飼養できる者がいること。
- (2) 飼養場所が集合住宅、借家等の場合は、動物の飼養が入居条件として承認されていること。
- (3) 飼養について、家族全員の同意が得られていること。
- (4) 譲渡された犬を適性に飼養管理し、終生飼養する意志があること。
- (5) みだりな繁殖を防ぐため、譲渡された犬に避妊去勢手術等繁殖制限措置を行うよう努めること。
- (6) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)、条例等を遵守すること。
- (7) 譲渡後の適正飼養及び管理について、村長の指示に従うこと。

(譲渡対象団体の基準)

第5条 第3条第2号の譲渡対象団体の基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動で行う団体であること。
- (2) 動物愛護及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行っていること。
- (3) みだりな繁殖を防ぐために、譲渡された犬に避妊去勢手術等繁殖制限措置を行うよう努めること。
- (4) 譲渡した犬の保管場所等が容易に確認でき、近隣住民の理解が得られること。
- (5) 狂犬病予防法、動物愛護管理法、条例等を遵守できること。
- (6) 譲渡後の適正飼養及び管理について、村長の指示に従うこと。

(譲渡対象者への譲渡)

第6条 譲渡対象者に対する譲渡は、次のとおり実施する。

- (1) 村長は、第4条の基準を満たす譲渡対象者が希望する犬があるときは、日時、場所等を定めて当該犬を譲渡する。なお、譲渡にあたっては、飼い主不明犬譲渡申請書(個人)(第1号様式)及び誓約書(個人)(第2号様式)を提出させるものとする。
- (2) 譲渡対象者は、狂犬病予防法に基づく犬の登録を行わなければならない。
- (3) 村長は、譲渡に際し、犬の飼養管理について必要な指導及び助言を行うものとする。

(譲渡対象団体への譲渡)

第7条 譲渡対象団体に対する譲渡は、次のとおり実施する。

- (1) 村長は、ボランティア登録申請書(第3号様式)を提出し登録を行った譲渡対象団体へ、犬の譲渡ができるものとする。
- (2) 村長は、譲渡対象団体の犬の保管状況等から譲渡が適当でないとき認めるときは、譲渡を行わないものとする。
- (3) 村長は、第1号の登録を行って第5条の基準を満たす譲渡対象団体が希望する犬があるときは、日時、場所等を定めて当該犬を譲渡する。譲渡にあたっては飼い主不明犬譲渡申請書(団体)(第4号様式)及び誓約書(団体)(第5号様式)を提出させるものとする。
- (4) 村長は、譲渡に際し、犬の飼養管理等について必要な指導及び助言を行うものとする。
- (5) 譲渡対象団体は、新たな飼い主に犬を譲渡したときは、再譲渡報告書(第6号様式)により村長へ速やかに報告するものとする。
- (6) 譲渡対象団体は、再譲渡した犬の適正飼養について、追跡調査を行うものとする。

(譲渡後の調査等)

第8条 村長は、譲渡対象者及び譲渡対象団体に対して譲渡後の飼養、保管状況を報告させることができるものとし、必要に応じ、指導及び助言を行うものとする。

2 村長は、譲渡対象団体が再譲渡した犬に関し、飼養状況について報告させることができるものとする。(登録の取消し)

第9条 村長は、譲渡対象団体が動物愛護の精神に反し、又は関係法令若しくはこの要綱に反する事項があると認めるときは、ボランティア登録を取消すものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、譲渡の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。
第1号様式(第6条関係)

飼い主不明犬譲渡申請書(個人)

年 月 日

読谷村長様

住所 :

氏名 : 印

電話番号 :

村で保護している下記の犬について、読谷村犬の譲渡実施要綱第6条第1号の規定に基づき、譲渡を希望しますので、誓約書を添えて申請します。

記

譲渡を希望する対象犬

種類		体格	小 ・ 中 ・ 大
性別		年齢	推定 歳
毛色		飼養場所	

添付書類 : 誓約書

(役場記入欄)

要綱第4条に定める基準

譲渡記録番号	備考

第2号様式(第6条関係)

誓約書（個人）

この度、私は、犬を譲渡されるにあたり、下記の事項を遵守し、適正に飼養することを誓約します。なお、譲渡された犬に病気その他の問題が生じた場合は、全て私の責任において対処します。

記

- 1 .犬の本能、習性、生理等を十分に理解して愛情を持って終生飼養します。
- 2 .狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射を接種させるとともに、村にて犬の登録等の必要な手続を行います。
- 3 .避妊・去勢手術を行うなど当該犬から不幸な命をつくらないよう努めます。
- 4 .関係する法令を守り、犬の飼養者としての責任を十分自覚し、適正に飼養することにより犬の健康及び安全を保持するとともに、人の生命、身体若しくは財産に危害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
- 5 .元の飼い主が現れた場合、自己の責任において解決します。
- 6 .その他、譲渡された犬の飼養管理に不適當な事項があった場合は、改善の指示に従います。

読 谷 村 長 様

年 月 日

誓約者 住 所 :

氏 名 :

印

電話番号 :

第3号様式(第7条関係)

ボランティア登録申請書

年 月 日

読谷村長様

新たな飼い主への再譲渡を目的として読谷村から犬の譲渡を受けたいので、読谷村犬の譲渡実施要綱第7条第1号に基づき、ボランティア登録を申請します。

記

名 称	団体名 代表者名 印
所在地	
電話番号	
飼養場所	
ボランティア活動の実績等	

(役場記入欄)

登録番号	
------	--

第4号様式(第7条関係)

飼い主不明犬譲渡申請書（団体）

年 月 日

読谷村長様

住所：

名称：

代表者名：

印

電話番号：

村で保護している下記の犬について、読谷村犬の譲渡実施要綱第7条第3号の規定に基づき、譲渡を希望しますので、誓約書を添えて申請します。

記

譲渡を希望する対象犬

種類		体格	小 ・ 中 ・ 大
性別		年齢	推定 歳
毛色		飼養場所	

添付書類： 誓約書

（役場記入欄）

要綱第5条に定める基準

譲渡記録番号	備考

第5号様式（第7条関係）

誓約書（団体）

この度、私は、犬を譲渡されるにあたり、下記の事項を遵守し、適正に飼養することを誓約します。なお、譲渡された犬に病気その他の問題が生じた場合は、全て私の責任において対処します。

記

1. 犬の本能、習性、生理等を十分に理解して愛情を持って再譲渡者へ引き継ぎます。
2. 狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射を接種させるとともに、犬の登録等の必要な手続を行います。
3. 避妊・去勢手術を行うなど当該犬から不幸な命をつくらないよう努めます。
4. 関係する法令を守り、犬の飼養者としての責任を十分自覚し、適正に飼養することにより犬の健康及び安全を保持するとともに、人の生命、身体若しくは財産に危害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
5. 元の飼い主が現れた場合、団体の責任において解決します。
6. 新たな飼い主に譲渡する際、再譲渡報告書（第6号様式）を提出します。
7. 再譲渡者へ、適正飼養について説明し、譲渡後のサポートを行います。
8. その他、譲渡された犬の飼養管理に不適當な事項があった場合は、改善の指示に従います。

読 谷 村 長 様

年 月 日

誓約者 住 所 :

名 称 :

代表者名 :

印

電話番号 :

第6号様式(第7条関係)

再譲渡報告書

読谷村長様

年 月 日

住 所 :
名 称 :
代表者名 :
電話番号 :

下記のとおり、再譲渡しましたので、読谷村犬の譲渡実施要綱第7条第5号の規定に基づき、報告します。

記

1 再譲渡犬

読谷村から譲渡された日	年 月 日	毛 色	
犬 種		年 齢	
性 別			

2 再譲渡者

再譲渡した日	年 月 日
氏 名	
住 所	
連 絡 先	
鑑 札 番 号	市 区 町 村 第 号

(役場記入欄)

譲渡記録番号	
--------	--